

京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る  
基本的な考え方について

答 申

平成 22 年 9 月

京 都 府 環 境 審 議 会

# 目 次

はじめに	1
------	---

1 これまでの対策の取組状況	2
----------------	---

(1) 府内の温室効果ガス排出量の状況	・・・	2
(2) 条例に基づく施策の実施状況	・・・	3

2 条例改正の内容	5
-----------	---

(1) 温室効果ガスの削減目標	・・・	5
(ア) 長期的に目指す社会像の明確化		
(イ) 新たな温室効果ガス削減目標の設定		

(2) 地球温暖化対策の考え方の整理	・・・	6
--------------------	-----	---

(3) 新たな温室効果ガス削減目標の達成のために必要な施策等の改正及び追加	・・・	6
---------------------------------------	-----	---

<u>ア 府による地球温暖化対策</u>	・・・	6
----------------------	-----	---

- (ア) 自動車交通対策としての電気自動車等の普及促進等
- (イ) 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の構築
- (ウ) 地球温暖化への適応策の推進
- (エ) 府が率先実行する取組に電気自動車等の導入等を追加

<u>イ 事業活動に係る地球温暖化対策</u>	・・・	7
-------------------------	-----	---

- (ア) 環境マネジメントシステムの導入義務化
- (イ) 公共交通機関等による通勤(エコ通勤)に係る計画書等の作成・提出の義務化
- (ウ) 特定事業者以外の事業者を対象とする共同排出量削減計画書等の提出制度の創設
- (エ) 特定事業者の削減対策の総合評価及び低評価事業者の追加削減対策に係る制創設

<u>ウ 建築物に係る地球温暖化対策</u>	・・・	8
------------------------	-----	---

- (ア) 特定建築物への府内産木材の使用の義務化
- (イ) 特定建築物への再生可能エネルギーの導入の義務化

<u>エ 自動車交通に係る地球温暖化対策</u>	・・・	8
--------------------------	-----	---

- (ア) 電気自動車等の普及促進の明示

<u>オ その他</u>	・・・	8
--------------	-----	---

- (ア) 立入検査規定の改正
- (イ) 勧告規定の改正

## はじめに

- ・ 京都府においては、府内の温室効果ガスの総排出量を平成22年度までに平成2年度比で10%削減する目標と、それを実現するための総合的な施策等を盛り込んだ京都府地球温暖化対策条例を平成18年4月に施行するとともに、府独自の取組として「京都エコポイントモデル事業」や「京都モデルフォレスト運動」等の先駆的な事業に取り組むなど、地球温暖化対策の積極的な推進が図られてきている。
- ・ このような京都府としての取組の状況及び温室効果ガスの大幅削減に向けた国際社会や国の動向を踏まえつつ、府内各地域の自然や府民の暮らしの中に受け継がれている文化を大切に持続可能な社会の創造に向け、中長期的な視点に立って将来展望を描くため、平成21年11月6日に京都府知事から京都府環境審議会に対して「京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」について諮問が行われた。
- ・ 以来、本審議会では、府民意見募集や地域別の意見交換会、関係団体説明会の結果も参考にしながら慎重に審議を重ね、その結果を、答申として以下のとおりまとめた。
- ・ 本審議会は、京都府が、この答申をもとに、早期に京都府地球温暖化対策条例の一部改正を図り、京都議定書誕生の地にふさわしい新たな目標のもと、より実効性のある地球温暖化対策を市町村と連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進することで、府民や企業、NPOなどとともに、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された持続可能な社会を築かれるよう期待する。

平成22年9月1日

京都府環境審議会  
会長 内藤 正明

### [審議経過]

平成21年 11月6日	京都府知事から「京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」について諮問
11月11日	環境審議会から地球環境部会に付議 第1回地球環境部会開催（進め方、現状と課題）
12月21日	第2回 // （対策メニューに係る議論①）
平成22年 2月3日	総合政策部会及び地球環境部会合同会議開催 （削減目標）
3月29日	第3回地球環境部会開催（対策メニューに係る議論②）
5月7日	第4回 // （一部改正中間案）
8月17日	第5回 // （答申案）

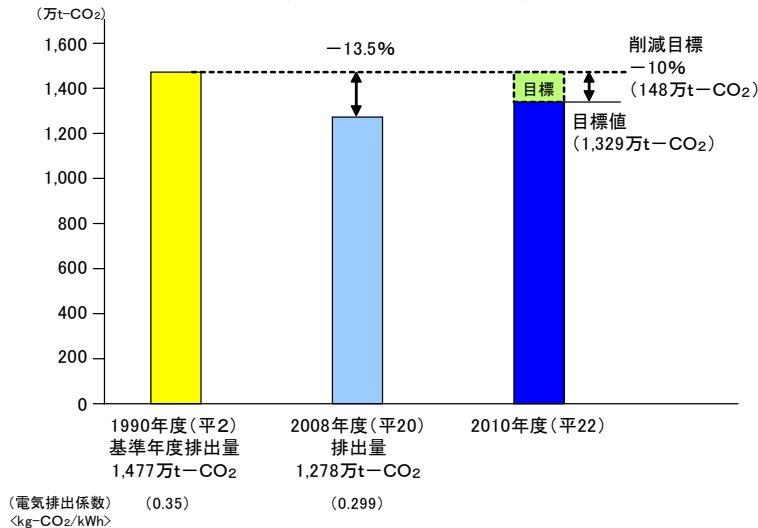
## 1 これまでの対策の取組状況

- ・ 京都府では、平成17年2月16日の京都議定書の発効を受けて、京都府内の地球温暖化対策を更に総合的・体系的に推進していくため、京都府地球温暖化対策条例を平成18年4月1日に施行した。
- ・ この条例の第2条第2項において、温室効果ガスの削減目標として、平成22年度までに平成2年度比で10%削減することを規定し、府民生活や事業活動など幅広い分野において、温暖化対策の取組が進められているところである。

### (1) 府内の温室効果ガス排出量の状況

- ・ 京都府内の温室効果ガスの排出量は、平成20年度（2008年度）で1,278万t-CO<sub>2</sub>と、基準年度（平成2年度（1990年度））比で13.5%の減少となっており、当該時点では、京都府地球温暖化対策条例の目標である平成22年度（2010年度）10%削減を達成している。
- ・ これは、リーマン・ショックに端を発した金融危機に伴う景気低迷の影響や原油価格の高騰によるエネルギー使用量の減少、暖冬による電気使用量等の減少などが主な変動要因として考えられ、今後も引き続き積極的な対策に取り組む必要がある。
- ・ 部門別の排出量は、構成比を見ると、産業部門からの排出が25.6%、運輸部門は25.4%、民生部門の家庭系は21.4%、業務系は17.9%となっている。基準年度比では、産業部門は38.3%の減少、運輸部門は6.1%の減少となっているのに対して、業務系は4.1%の増加、家庭系は1.5%の増加となっている。
- ・ これは、業務系ではオフィスビルなどの業務用の建築物の床面積の増大や空調設備等の増加等により、また家庭系では、エアコンや冷蔵庫などのエネルギー消費の多い電気機器等の保有台数の増加や大型化等により、それぞれエネルギー消費量が増加したことなどが要因と推測される。
- ・ また、産業部門、運輸部門及び民生・業務部門のうちの中企業の排出量は、府内全体の排出量の約3割を占めているが、資金面や人材面の要因により、削減対策が進みにくい状況が見られる。
- ・ こうした状況を踏まえ、今後、家庭部門及び業務部門における対策を一層強化するとともに、中企業の温暖化対策の取組を重点的に促進していくことが重要である。

図1 府内の温室効果ガス排出量



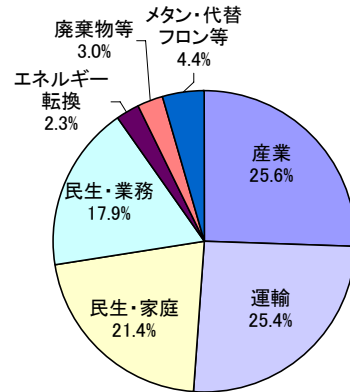
注) 電気排出係数については、京都メカニズムによる排出権購入等により低減  
 ※電気排出係数=発電に伴うCO<sub>2</sub>発生量(kg-CO<sub>2</sub>)/供給電力量(kWh)

表1 部門別の排出量

(単位: 万t-CO<sub>2</sub>)

部門	1990年度	2008年度	(1990年度比)
産業	530	327	-38.3%
割合(%)	35.9%	25.6%	-
運輸	346	325	-6.1%
割合(%)	23.4%	25.4%	-
民生・家庭	269	273	1.5%
割合(%)	18.2%	21.4%	-
民生・業務	220	229	4.1%
割合(%)	14.9%	17.9%	-
エネルギー転換	7	30	328.6%
割合(%)	0.5%	2.3%	-
廃棄物等	39	38	-2.6%
割合(%)	2.6%	3.0%	-
メタン・代替フロン等	66	56	-15.2%
割合(%)	4.5%	4.4%	-
合計	1,477	1,278	-13.5%

図2 部門別の排出量割合 (2008年度)



## (2) 条例に基づく施策の実施状況

- これまで、京都府では、条例に定めた10%削減目標を達成するため、地球温暖化対策推進計画等に基づき、各事業分野ごとに目標値を定めて取組を推進してきた。その結果、大規模排出事業者の温室効果ガス排出量の削減、エコカーマイスターの養成等については、目標が達成されている。
- また、地球温暖化防止活動推進員の設置や家庭の省エネ対策についても、京都府地球温暖化防止活動推進センターとの連携などにより各事業の目標が達成されている。住宅用太陽光発電の導入については、目標とする15,000戸の達成には至っていないものの、平成21年度から加速度的に導入件数が増加している。
- 一方、地球温暖化対策地域協議会の設置など地域における取組に遅れが見られ、今後の取組の推進が求められる。
- なお、地球温暖化対策推進計画に掲げた目標の達成が、必ずしも温室効果ガスの削減目標の達成につながっていない例もあるため、今後、条例に基づく推進計画の立案に当たっては、対策ごとに定量的な検討を十分行うことが必要である。

表2 地球温暖化対策条例に基づく主な施策の実施状況

分野	対策の内容	目標値(平成22年度)	達成状況(平成22年7月末現在)
府の対策 (率先実行)	府の事務事業における温室効果ガスの削減	平成2年度比▲10%超	全体:平成2年度比▲5.6%(平成20年度末現在) 本庁:平成2年度比▲14.4%(平成20年度末現在)
事業活動に係る 対策	環境マネジメントシステムの普及	—	KES認証取得 1,362事業者
	事業者排出量削減計画・報告・公表制度	200事業者▲5%	277事業者で▲6.7%(平成20年度末現在) ※うち5%以上削減達成事業者 119事業者 ※要提出事業者100%提出
建築物に係る対策	建築物排出量削減計画・完了届出・公表制度	年100件	府全体:年94件(平成21年度分)(累計473件) うち京都市:年57件(累計343件)
	建築物緑化計画・完了届出制度	年100件	年142件(平成21年度分)(累計497件)
自動車交通に係る 対策	アイドリング・ストップ	—	普及啓発キャンペーンの実施(街頭啓発、ポスター配布等)
	エコドライブマイスターの設置	800名	709名
	エコカーマイスターの設置	300名	1,058名
	事業者によるエコドライブ推進	エコドライブ宣言 200事業所	284事業所
		環境にやさしい配送宣言 150事業所	168事業所
低公害車の普及促進	25万台	33万5千台(平成21年9月末現在) (ハイブリッドカー 12,894台(平成21年9月末現在)) (天然ガス自動車 627台(平成21年9月末現在))	
電気機器等に係る 対策	京都エコポイントモデル事業	3,000世帯	4,398世帯
	環境家計簿の利用拡大	10,000世帯	46,538世帯(平成22年2月末推計)
	省エネマイスターの設置	300名	365名
自然エネルギーの 利用等による対策	住宅用太陽光発電設置	15,000戸	10,200戸(平成21年度末推計)
	府施設での太陽光発電導入	500kW	511kW(14施設)
環境教育・環境学 習の推進	地球温暖化防止活動推進員の設置	200名	279名
	地球温暖化対策地域協議会の設置	26協議会 (全市町村で設置)	12協議会
森林保全・整備等	森林吸収源として認められる森林の整備	14.8万ha (約54万t-CO <sub>2</sub> )	約13万ha
	森林ボランティア団体等の拡大	70団体	60団体
	「ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 」認証等製品出荷量	年間 16,000m <sup>3</sup>	年間 17,272m <sup>3</sup> (平成21年度分)
環境産業の育成等	京都産業エコ推進機構によるエコ産業の育成、進行	—	—
国際環境協力の推 進等	KYOTO地球環境の殿堂	—	創設 平成22年2月14日 ※第1回殿堂入り者 グロ・ハルレム・ブルトラント氏 (ノルウェー)、真鍋 淑郎氏(アメリカ合衆国)、ワンガ リ・マータイ氏(ケニア共和国)
	京都環境文化学術フォーラム	—	第1回 平成22年2月13日、14日 ※参加者 約1,000名

\* 目標値は、地球温暖化対策推進計画等に基づいて平成22年度を目標年度として設定されたものである。

## 2 条例改正の内容

### (1) 温室効果ガスの削減目標（前文及び第1章関係）

- ・ 地球温暖化問題をめぐる世界の潮流は、地球全体の平均気温の上昇を産業革命前の水準から2℃を超えないようにすべきとの科学的知見に基づき、2050年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を半減し、先進国全体では80%以上の削減を行うべきとのコンセンサスが醸成されている。
- ・ このような中、政府においては、国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年度までに温室効果ガス排出量を25%削減する目標を掲げ、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入など温室効果ガスの削減に向けた制度構築に取り組もうとしている。
- ・ 京都議定書誕生の地である京都府として、地球温暖化問題をめぐる世界の潮流や国の動向等を踏まえつつ、引き続き、地球温暖化対策における先導的な役割を果たしていくため、国を上回る削減目標を定め、その達成に向けて先駆的な取組を推進していくことが求められている。
- ・ こうした諸情勢を踏まえ、条例の一部改正に当たっては、市町村はもとより、府民、NPO、企業など府内の様々な主体が目標を共有して地球温暖化対策に取り組んでいくことができるよう、低炭素社会を実現し持続可能な社会を築いていくとの長期目標を明確化するとともに、温室効果ガス削減のプロセスを着実に進んでいくための中期目標を掲げることが望ましいと考える。

#### (ア) 長期的に目指す社会像の明確化

京都議定書の第一約束期間の中間年度を迎える中、科学的知見に基づき、先進国全体で温室効果ガスの排出量を平成62年度までに平成2年度比で80パーセント以上削減することが必要との国際合意がなされたこと踏まえ、京都府として、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された持続可能な社会を創造するため、中長期的視点で更なる地球温暖化対策に取り組んでいくとの新たな決意を条例前文に追加する。

#### (イ) 新たな温室効果ガス削減目標の設定

- ◆平成62年度に実現すべき温室効果ガスの大幅削減に向け、府内における1年間の温室効果ガスの総排出量を、平成42年度（2030年度）までに、平成2年度（1990年度）の総排出量から40パーセント削減した量とすることを中期的な目標とする。
- ◆この中長期的な目標を着実に達成するため、中間年である平成32年度（2020年度）までに、平成2年度（1990年度）の総排出量から25パーセント削減した量とすることを当面の目標とする。
- ◆当面の目標を達成するために講じるべき総合的な対策を、条例に基づく地球温暖化対策推進計画に定めることを規定する。

## (2) 地球温暖化対策の考え方の整理（第1章関係）

- ◆地球温暖化対策の定義として、地球温暖化を防止するための施策又は取組に、地球温暖化によってもたらされる洪水被害等への適応の施策又は取組を追加する。
- ◆温室効果ガスの総排出量の定義として、京都議定書に基づく森林吸収源対策の規定も踏まえ、森林整備など温室効果ガスの排出を削減したとみなす行為による削減量を加味できる規定を設定する。

## (3) 新たな温室効果ガス削減目標の達成のために必要な施策等の改正及び追加

### ア 府による地球温暖化対策（第2章第1節関係）

#### (ア) 自動車交通対策としての電気自動車等の普及促進等

- ・ 運輸部門における削減対策として、電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出の少ない自動車等の普及を一層促進することが重要

電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及促進することを追加する。

#### (イ) 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の構築

- ・ 国において検討が進められている大規模排出事業者を対象とする国内排出量取引制度との連携・補完を図りながら、府内の大規模排出事業者の排出削減を促進するとともに、中小企業の取組を支援していくための施策（仕組みづくり）が必要

中小企業における温室効果ガス削減対策をはじめ、家庭における省エネ、企業やNPOによる森林整備などによるCO<sub>2</sub>の削減(相当)量を、事業者自らの排出量の削減量として取引する制度の構築に取り組むことを追加する。

#### (ウ) 地球温暖化への適応策の推進

- ・ 温室効果ガスの排出削減のための対策の推進と併せて、地球温暖化によってもたらされる自然災害、人の生命又は身体、食料の生産、生物の多様性等への悪影響の防止や軽減対策など、温暖化への適応策を講じていくことが必要

地球温暖化によってもたらされる災害などに的確に適応していくための対策に取り組むことを追加する。

#### (エ) 府が率先実行する取組に電気自動車等の導入等を追加

- ・ 運輸部門における削減対策として、エコ通勤や電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及を促進するため、府が率先して取組を進めることが重要である。また、府の総面積の75%を占める森林の整備を促進し、CO<sub>2</sub>吸収機能を高めるためには、府内産木材の需要拡大が不可欠であり、府が率先して府内産木材を活用する取組を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、府が率先して太陽光発電などを公共建築物に導入していくことが必要



府の率先実行の取組として、①自動車等を使用して通勤する者の公共交通機関の利用による通勤への転換促進、②電気自動車等の公用車への導入促進、③府公共建築物の新増築時における府内産木材使用の3項目を追加する。

## イ 事業活動に係る地球温暖化対策（第2章第2節関係）

### **（ア）環境マネジメントシステムの導入義務化**

- ・ 現行条例では、事業者は環境マネジメントシステムの導入等に努めることとされているが、ISO14001やKES等の環境マネジメントシステムの導入を更に積極的に推進し、事業活動における省エネや削減対策を一層促進していくことが必要

ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入を更に積極的に推進し、事業活動における省エネや削減対策を一層促進していくため、一定規模以上の事業者である特定事業者に対する環境マネジメントシステムの導入を努力義務から義務に改正する。

### **（イ）公共交通機関等による通勤（エコ通勤）に係る計画書等の作成・提出の義務化**

- ・ 温室効果ガスの排出量が多い特定事業者については、社会的な影響力が大きいことから、事業における削減対策と併せて、従業員の通勤における環境行動に取り組んでいくことが有効であり、そのための動機付けを行うことが必要

特定事業者に対し、事業者排出量削減計画書・同報告書に、従業員のエコ通勤を進めるための措置の内容等を記載することを追加する。

### **（ウ）特定事業者以外の事業者を対象とする共同排出量削減計画書等の提出制度の創設**

- ・ 現行条例では、特定事業者に対して排出量削減計画書等の提出を義務付ける一方で、特定事業者以外の事業者については任意で同計画書等を提出することができることとされている。特定事業者以外の事業者においては単独で同計画書等の提出を行うことが難しい状況もあることから、業種・業界など関係する複数の特定事業者以外の事業者が共同で同計画書等を提出し、削減対策に取り組むことのできる制度の創設が必要

特定事業者以外の事業者が、排出量削減計画書等を共同で提出できる規定を追加する。

### **（エ）特定事業者の削減対策の総合評価及び低評価事業者の追加削減対策に係る制度創設**

- ・ 現行条例では、特定事業者等を対象とする事業者排出量削減計画書等の提出制度を定めている。この制度をより実効ある仕組みへと進化させ、更なる排出削減につなげることが必要

特定事業者から提出された排出量削減計画書・同報告書の内容を評価するとともに、評価結果を基に、知事が必要な指導及び助言を行うことを追加する。

## ウ 建築物に係る地球温暖化対策（第2章第3節関係）

### （ア）特定建築物への府内産木材の使用の義務化

- ・ 府内での木材需要を拡大し、それによって森林整備を進め、府の総面積の75%を占める森林のCO<sub>2</sub>吸収機能を高めるため、多くの資材を使用する特定建築物における府内産木材の利用を促進することが必要

特定建築物（延床面積が2,000㎡以上の建築物）の新增築時における一定量以上の府内産木材使用を義務化する規定を追加する。

### （イ）特定建築物への再生可能エネルギーの導入の義務化

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進を図るため、特定建築物における太陽光等の再生可能エネルギーの導入を積極的に促進することが必要

特定建築物の新增築時における一定量以上の太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を義務化する規定を追加する。

## エ 自動車交通に係る地球温暖化対策（第2章第5節関係）

### （ア）電気自動車等の普及促進の明示

- ・ 電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及は、運輸部門におけるCO<sub>2</sub>の排出削減効果が大きいと考えられることから、自動車等の購入者等が積極的にこれらを購入することに努めるとともに、自動車等を提供する事業者がこれらの提供に努めることが必要

温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出量の少ない自動車として電気自動車を明示する。

## オ その他

### （ア）立入検査規定の改正

特定建築物への府内産木材の使用等の義務化に伴い、当該特定建築物への立入検査の規定を整備する。

### （イ）勧告規定の改正

特定建築物に対する府内産木材の使用に係る計画書の提出義務化等に伴い、基準不適合に関する勧告の規定を改正する。

## 地球温暖化対策（分野別）内容一覧

分野	現行条例の内容			条例改正の内容(案)		
	対象者	項目	区分	対象者	項目	区分
事業活動	事業者	温室効果ガスの排出状況の把握	○	(同左を継続)		
	事業者	環境マネジメントシステムの導入等	○	特定事業者	環境マネジメントシステムの導入促進	◎
	事業者	環境報告書等による対策の実施状況の公表	○	(同左を継続)		
	特定事業者	排出量削減計画書・同報告書の提出等	◎	特定事業者	排出量削減計画書・同報告書の総合評価と低評価事業者の追加削減対策に係る制度の創設	◎
	電気事業者	排出量削減計画書・同報告書の提出等	◎	(同左を継続)		
建築物	建築主	新築・増築建築物に係る省エネ等	○	(同左を継続)		
	特定建築主	特定建築物(新築・増築)の排出量削減計画書の提出等	◎	(同左を継続)		
				特定建築主	特定建築物(新築・増築)における府内産の木材使用	◎
				特定建築主	特定建築物(新築・増築)における再生可能エネルギーの導入	◎
				府	公共建築物への府内産の木材使用	◎
				府	公共建築物への再生可能エネルギーの導入	◎
				(同左を継続)		
自動車交通	府民・事業者	建築物・敷地の緑化	○	(同左を継続)		
	特定緑化建築主	特定緑化建築物(新築・改築)等の緑化計画書の提出等	◎	(同左を継続)		
	府民・事業者・旅行者	公共交通機関等の利用による自動車等の使用抑制	○	(同左を継続)		
	自動車使用・保有者	エコドライブ実行	○	(同左を継続)		
	自動車運転者	アイドリング・ストップ実行	◎	(同左を継続)		
	事業者	管理自動車運転者へのアイドリング・ストップ遵守指導等	◎	(同左を継続)		
	駐車場設置者等	駐車場でのアイドリング・ストップ周知	◎	(同左を継続)		
電気機器等	自動車購入者等	エコカーの購入・使用	○	自動車購入者等	エコカー(電気自動車等)の購入・使用	○
	自動車販売事業者	自動車環境情報の説明、エコカーマスターの設置	◎	(同左を継続)		
	大規模自動車管理者	エコドライブマスターの設置	◎	(同左を継続)		
	事業者	物流に係る温室効果ガス排出抑制	○	(同左を継続)		
	事業者・府民	省エネ型電気機器等の優先的な使用等	○	(同左を継続)		
	事業者	省エネ型電気機器等の供給及び情報提供	○	(同左を継続)		
	電気機器販売事業者	省エネラベル表示、電気機器の省エネ性能の説明	◎	(同左を継続)		
自然エネルギー	電気機器等販売者	省エネマスターの設置	◎	(同左を継続)		
	事業者・府民	自然エネルギーの優先的な利用	○	(同左を継続)		
	電気事業者	自然エネルギーの導入拡大に係る計画の提出	◎	特定建築主	特定建築物(新築・増築)における再生可能エネルギーの導入<再掲>	◎
グリーン購入	府	自然エネルギーの導入拡大に係る計画の提出	◎	府	公共建築物への再生可能エネルギーの導入<再掲>	◎
	事業者・府民	環境配慮事業者等からの環境物品等の購入等	○	(同左を継続)		
廃棄物	事業者	環境物品等の購入等推進のための方針の作成	○	(同左を継続)		
	府民・事業者・旅行者	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)	○	(同左を継続)		
環境教育 環境学習	事業者・府民	環境教育・環境学習の推進	○	(同左を継続)		
	事業者	従業員による地球温暖化防止活動の促進	○	(同左を継続)		
	大学等教育研究機関	地球温暖化防止に貢献する人材育成等	○	(同左を継続)		
森林の 保全・整備	事業者・府民・団体等	森林の保全・整備・活用等	○	(同左を継続)		
				特定建築主	特定建築物(新築・増築)における府内産木材使用	◎
環境産業の 育成	事業者等	環境産業の育成、環境技術の開発促進	○	府	公共建築物への府内産木材使用<再掲>	◎
国際環境 協力	事業者・府民・団体等	国際環境協力の推進	○	(同左を継続)		
府の取組				府	地球温暖化への適応策の実施	○
				府	京都版CO2排出量取引制度の構築	○
				府	電気自動車等の普及促進	○
				(同左を継続)		
			府	エコ通勤への転換の促進	◎	
			府	電気自動車等の公用車への導入促進	◎	
			府	公共建築物への府内産木材使用<再掲>	◎	
			府	公共建築物への再生可能エネルギー導入<再掲>	◎	
			府	率先実行(府庁自らの排出削減他)	◎	

※◎義務、○努力義務、□支援